

8 保 福 第 52 号
令和 8 年 4 月 27 日

障害福祉サービス事業者等
代表者 様

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

令和 8 年度障害福祉サービス事業者等集団指導の実施について（通知）

このことについて、いわき市公式 YouTube チャンネル上での動画配信及び市ホームページ上での資料掲載により実施します。

各事業所及び施設においては、動画視聴及び資料確認を行い、障害福祉サービス事業所等として信頼される適切な運営並びに利用者及び入所者本位のサービスの質の向上に努めるようお願いします。

なお、LoGo フォームにおけるアンケートの回答をもって研修受講とみなすことから、動画視聴及び資料確認後、必ずアンケート実施期間内に回答してください。

1 集団指導及びアンケート実施期間（1 週間）

令和 8 年 5 月 18 日（月）午前 9 時から同年 5 月 24 日（日）午後 4 時まで

※ 実施期間の開始前及び終了後にアンケートに回答することはできませんので、上記期間内において必ず回答するようお願いします。

2 実施方法

- (1) 市ホームページに掲載される資料を確認
- (2) いわき市公式 YouTube チャンネルに掲載される動画を視聴
- (3) アンケート実施期間内に LoGo フォームから受講アンケートを回答

※ アンケートの回答をもって研修受講とみなします。なお、アンケート未回答事業所については運営指導の対象となる場合があります。

3 資料等の掲載場所

- (1) 資料
いわき市公式ホームページ <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>
キーワード検索において「障害福祉 集団指導」と検索
- (2) 動画
上記(1)いわき市公式ホームページの資料掲載先にリンクを掲載
- (3) アンケート
LoGo フォーム <https://logoform.jp/form/NczP/315938>
上記(1)いわき市公式ホームページの資料掲載先にリンクを掲載

※ 資料及び動画については、集団指導実施後の令和 9 年 3 月末まで掲載します。

4 指導内容

指導内容	動画	資料	担当
令和8年度指導方針及び運営指導において改善を求めた事項	○	○	保健福祉課法人指導係
各種加算の変更点等について こども性暴力防止法施行に関すること 等	○	○	障がい福祉課
防災対策について	○	○	災害対策課
効果的な施設内感染対策について	○	○	感染症対策課
障害福祉サービス費等の請求及び審査支払	—	○	福島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課
ハラスメントについて 等	—	○	いわき労働基準監督署

・内容について質問等がある場合は、アンケート回答期間の開始（5月18日）後に、LoGo フォームにおけるアンケートからお問い合わせください。

・障がい者の権利擁護については、権利擁護・成年後見センターにおいて、「障がい者虐待防止研修」として動画配信及び集合研修が行われる予定です。配信日等については、後日、権利擁護・成年後見センターから通知されますので、そちらをご確認ください。

・指導内容のタイトル及び内容等は変更になる場合があります。

(参考) 集団指導について

「集団指導」は、いわき市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱第3条及びいわき市障害児通所支援事業者等指導監査要綱第3条に基づき、本市が指定権限を持つ全事業所及び施設を対象に実施するものです。

適切なサービスの取扱い、報酬請求に関する事項、制度改正の内容、障がい者（児）虐待事案などについて、過去の指導事例等に基づいて周知・共有することにより、不正行為等の未然防止を目的としています。

【事務担当】

保健福祉課 法人指導係

TEL 0246 (22) 7526